

第4章 食育推進の目標に関する事項

1 目標の考え方

食育の推進には、幅広い分野にわたる取組が求められます。また、食育を計画的、継続的に推進し施策の実効性を高めるためには、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して多種多様な機関、団体等に参加いただき、協力して取り組んでいくことが重要です。

また、より効果的で実効性のある事業を実施するため、その成果や達成度を客観的で具体的な目標値により把握できるようにすることが必要です。

このため、第4次食育計画においては、主要な項目について、以下の定量的な目標値を設定し、取組を推進することとします。

2 食育の推進にあたっての目標

（1）家族や友人、同僚と共に食事をする人を増やす

家庭環境、生活の多様化、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等に配慮しつつ、引き続き家庭、学校園、地域のつながりを広げ深めながら、共食する人を増やすことを目標とします。

（2）朝食を毎日食べる児童（小学生）を増やす

（3）朝食を毎日食べる生徒（中学生）を増やす

朝食を毎日食べることは、育ち盛りの児童生徒が、十分な栄養を摂るためにだけでなく、基本的な生活習慣を身に付けるためにも重要です。そこで引き続き朝食を毎日食べる小中学生を増やします。

具体的には、令和4年度は小学生では85.5%の児童が、中学生では77.8%の生徒が朝食を毎日食べていましたが、令和10年度までにいずれも100%とすることを目指します。

(4) 朝食を食べる若い世代を増やす

とくに20歳代及び30歳代の若い世代は、朝食欠食の割合が依然として高く、加えて、次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、引き続き、朝食を食べる若い世代を増やすことを目標とします。

具体的には、令和4年度は65.3%となっており、令和10年度までに70%以上とするすることを目指します。

(5) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人を増やす

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事は日本の食事パターンであり、良好な栄養素摂取量、栄養状態につながることが報告されています。このため、栄養バランスに配慮した食事の目安として、食事全体における栄養バランスを分かりやすく表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」をとっている人を増やすことを目標とします。

具体的には令和4年度は主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日とっている人は39.2%となっており、令和10年度までに「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人」の割合を44%以上とすることを目指します。

(6) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代を増やす

生涯にわたって健全な心身を培うためには、若い世代から望ましい食生活を実践することが必要なことから、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を実践する20歳代及び30歳代の若い世代を増やすことを目標とします。

具体的には、令和4年度は主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日とっている若い世代は33.4%となっており、令和10年度までに40%以上とすることを目指します。

（7）野菜を多く摂るようにしている人を増やす

野菜は、ビタミンやミネラル・食物繊維の摂取源であり、野菜の摂取量を増やすことで循環器病死亡率が低下することが認められています。栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、野菜を多く摂るようにしている人を増やすことを目標とします。

具体的には、令和4年度は野菜を多く摂るようにしている人は77%となっており、令和10年度までに82%以上とすることを目指します。

（8）食塩の摂取を控えている人を増やす

食塩の取りすぎは、高血圧の原因となり、進行すると脳卒中等を発症しやすくなります。減塩は血圧を低下させ、生活習慣病を減少させるため、食塩の摂取を控えている人を増やすことを目標とします。

具体的には、令和4年度は食塩の摂取を控えている人の割合は46.9%となっており、令和10年度までに52%以上とすることを目指します。

（9）保育所等で取り組んだ栽培活動を通じて食に感謝する気持ちを育む働きかけをする園を増やす

園児が生活と遊びの中で意欲を持って食にかかわる体験を積み重ねていくことは保育所等で食育を推進する上で重要です。保育所等で取り組む栽培活動をとおして、自然の恵みとしての食材や、生産から流通、調理する人への感謝の気持ちを育み、地域の食文化に親しむ機会とすることができるよう努めるとともに、保護者への働きかけを連動させて行うことで、保護者が家庭において食育への関心を高めていくことに繋げます。

具体的には、保育所等への調査の結果、令和5年9月集計値では、園で取り組んだ栽培活動を通じて食に感謝する気持ちを育む働きかけを行った園は、74.2%となっており、令和10年度まで増加させることを目指します。

（10）学校給食に県内地場産物を使用する割合を維持・増加させる

地産地消の実践を評価する指標として、引き続き学校給食における県内地場産物を使用する割合を用います。

しかし、市民の「食」を支える本市の農林水産業を取り巻く環境は、一段と厳しくなっており、一定の規格を満たした地場産物を不足なく安定的に納入することが容易ではない等の理由により、学校給食の使用食材として県内地場産物を確保することは年々難しくなっています。

そのため、具体的には、令和4年度は、県内地場産物は学校給食に金額ベースで59.9%用いられていましたが、令和10年度までこの割合を維持、可能な限り増加させることを目指します。

(11) 学校給食に国産食材を使用する割合を維持・増加させる

日本ではカロリーベースで約60%の食料を海外に頼っており、輸入届出件数も年々増加しています。また、近年では、国際的な貿易協定の交渉・締結が進み、輸送技術の進歩等もあり、益々海外の食品の流通割合が増加し、学校給食の使用食材として国産食材を確保することは年々難しくなっています。

そのため、具体的には、令和4年度は、国産食材は学校給食に金額ベースで85.0%用いられていましたが、令和10年度までこの割合を維持、可能な限り増加させることを目指します。

(12) 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の実施回数を増やす

学校では、給食で国産品や県内の地場産物を使用するだけでなく、子どもたちへの教育的な観点から、子どもへの食育は家庭へのよき波及効果をもたらすことも期待されることから、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の実施回数を増やすことも目標とします。

具体的には、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均実施回数を、令和4年度の月2.6回から、令和10年度までに月9回以上とすることを目指します。

(13) 野菜・果物等を購入するとき岡山産を意識する人を増やす

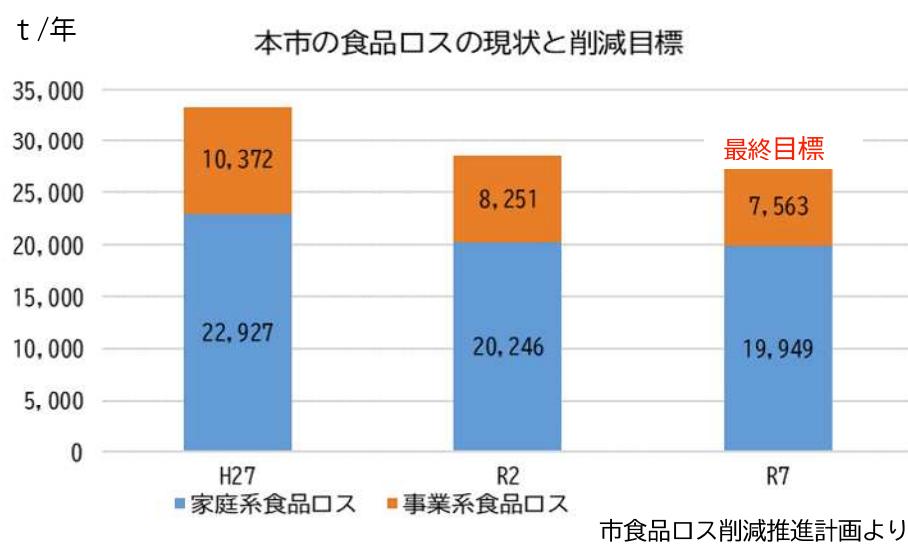
学校以外での地産地消の実践を評価する指標として、市民(消費者)の意識を調査します。具体的には、市民アンケートの結果、令和3年度は、野菜・果物等を購入する際に、岡山産を意識する人の割合は62.8%でしたが、令和10年度までに65.0%を目指します。

（14）食品ロス量を削減する

本市では、令和2年度の実績で食品ロスは年間28,497t（家庭系20,246t、事業系8,251t）発生していると推計されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の一つに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーン*における食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなる等、食品ロス削減は国際的にも重要な課題です。また、大量の食品ロスは環境への負担を生じさせています。

そこで、市民一人ひとりが食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことができるよう働きかけます。その結果として具体的には、令和7年度の廃棄物となる食品ロス量を27,512t/年とすることを目指します。（平成27年度比で約17%削減）



（15）食品表示を見る人を増やす

安全で健やかな食生活の実現に当たっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等をはじめとした食に関する基礎的な知識を備え、その知識を踏まえて行動することが重要です。これらの知識が習得されているか評価する指標の一つとして、食品表示の活用状況に着目します。

具体的には、令和4年度は食品や外食の栄養成分表示を見る人の割合は45.8%となつており、令和10年度までに食品表示を見る人を段階的に増加させます。

3 評価指標一覧

| 推進する内容 | 評価指標 | 現状値% (R4) | 目標値% (R10) |
|------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| (1) 家庭や地域との関わりから食の楽しさを実感しよう | 家族や友人、同僚と共に食事をする人を増やす | 60.6 | 増加させる |
| (2) 栄養バランス等に配慮した健全な食生活を実践しよう | 朝食を毎日食べる児童を増やす（小学生） | 85.5 | 100 |
| | 朝食を毎日食べる生徒を増やす（中学生） | 77.8 | 100 |
| | 朝食を食べる若い世代※を増やす | 65.3 | 70 |
| | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人を増やす | 39.2 | 44 |
| | 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代※を増やす | 33.4 | 40 |
| | 野菜を多く摂るようにしている人を増やす | 77.0 | 82 |
| | 食塩の摂取を控えている人を増やす | 46.9 | 52 |
| (3) 食に感謝する気持ちを育み、食文化を伝えよう | 保育所等で取り組んだ栽培活動を通じて食に感謝する気持ちを育む働きかけをする園を増やす | 74.2 (R5) | 増加させる |
| (4) 地産地消を実践しよう | 学校給食に県内地場産物を使用する割合を維持・増加させる（金額ベース） | 59.9 | 維持・増加させる |
| | 学校給食に国産食材を使用する割合を維持・増加させる（金額ベース） | 85.0 | 維持・増加させる |
| | 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の実施回数を増やす | 月2.6回 | 月9回以上 |
| | 野菜・果物等を購入するとき岡山産を意識する人を増やす | 62.8 (R3) | 65 |
| (5) 食の循環や環境を意識しよう | 食品ロス量を削減する | 28,497t/年 (R2) | 27,512t/年 (R7) |
| (6) 食の安全・安心に関する知識と理解を深めよう | 食品表示を見る人を増やす | 45.8 | 増加させる |

※若い世代とは20歳代、30歳代をさします。

第5章 計画の進行管理

第4次食育計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、改善することが重要です。

そこで、P D C Aサイクル*に基づき、計画の適切な進行管理を行います。

また、最終年度となる令和10年度（2028年度）には、施策の実施状況や効果等を評価し、社会情勢の変化や国の次期食育推進計画、関係団体や市民の意見等を踏まえた上で、基本的な方針や重点事項、推進する内容を見直し、次期計画を策定します。

<資料1>食育基本法

○食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号 最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号）

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れないでいる。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわた

る健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう

努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊

産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に關し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の國務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め